

9月
から

子ども
障がい者
一人親家庭等

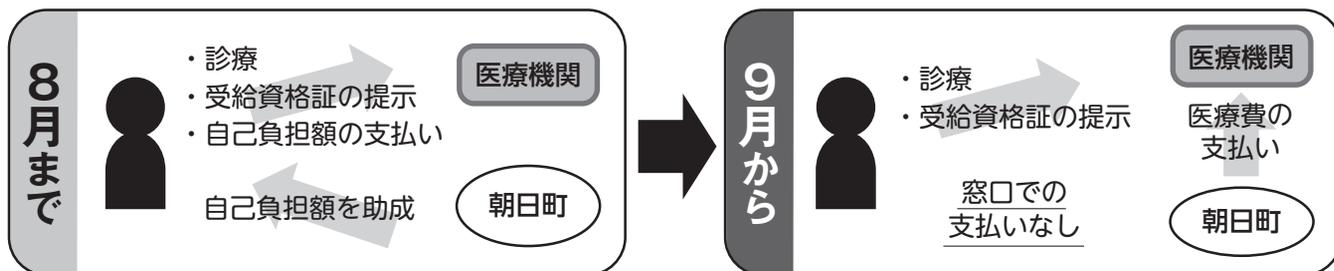
「0歳から6歳の年度末（未就学）までの子ども」の
**福祉医療費助成制度の
窓口無料化が始まります**

0歳から6歳の年度末（未就学）までの子どもは、次のとおり助成方法を変更します。

四日市市、菰野町、朝日町、川越町、桑名市及び木曾岬町の医療機関を受診の際に、新しい医療費受給者証を提示すると、保険診療分の医療費の窓口負担がなくなります。

受給資格証は受診のたびに提示してください。提示しないと窓口での支払いが必要となります。

小学生以上の方は、今までと同様に受診時に受給資格証を提示し、保険診療分の医療費をお支払いください。後日、指定口座へ助成されます。



窓口無料にならない場合

- ・四日市市、菰野町、朝日町、川越町、桑名市及び木曾岬町以外の医療機関を受診した場合。
- ・対象の医療機関であっても、受診時に受給資格証を提示しなかった場合。
- ・他の公費医療を使用した場合。

※医療機関によっては、窓口無料にならない場合がありますので、受診時にご確認ください。
保険外診療分や入院時の食事代または独立行政法人 日本スポーツ振興センターの災害給付の災害給付の対象となるものについては、福祉医療費の助成を受けられません。

※対象者の方には、窓口無料化に対応した受給資格証を8月下旬に送付します。9月1日以降の受診から、新たに届く受給資格証を使用してください。

※転出などにより、受給資格を喪失した際は受給者証を速やかに返還してください。受給資格のない状態で受診すると、誤った助成に繋がり、助成金を返還いただく場合がありますので、ご注意ください。

適正な受診にご協力ください

窓口無料化を将来にわたって継続するために、同じ病気でいくつもの医療機関にかかる「はしご受診・重複受診」や急病などやむを得ない場合以外で夜間・休日に受診する「コンビニ受診」は避けましょう。

問い合わせ先 子育て健康課 TEL 377-5652

「救急医療情報キット」 を給付いたします。

緊急時に救急隊員が迅速に救急活動を行えるよう、かかりつけ医療機関や治療中の病気等緊急時に必要な情報を保管する「救急医療情報キット」を65歳以上の高齢者世帯等に対し申請に基づき無料で給付します。

対象者：65歳以上の世帯及び日中65歳以上の者のみになる世帯

申請方法：「救急医療情報キット給付申請書」を保険福祉課へ提出してください。

問い合わせ先：保険福祉課 TEL 377-5659

救急医療情報キット利用方法

かかりつけ医療機関名や治療中の病気、服用している薬、病歴・手術歴、緊急連絡先等を「救急医療情報カード」に記入のうえ、本人の写真、診察券の写しなどとともに、専用の容器に入れ、冷蔵庫の扉の内側に入れておきます。

容器内のシールを「玄関ドア内側の右上」と「冷蔵庫外側の上部」に貼り付けることで、救急隊は救急医療情報キット保持者と判断します。

救急医療情報キットをすでにお持ちの皆様へ

すでに救急医療情報キットをお持ちの方で「救急医療情報カード」の内容に変更のある方は、新しい「救急医療情報カード」をお渡しいたしますので保険福祉課までご連絡ください。